

## 第 47 回 施設・研修等分科会における審議の結果報告

### 「公共サービス改革基本方針」見直しに係る

### 意見募集への対応について（再ヒアリング）

第 149 回官民競争入札等監理委員会（平成 27 年 2 月 4 日）において「公共サービス改革基本方針」見直しに係る意見募集への対応について審議した結果、ヒアリングを実施することとされた事業について、平成 27 年 6 月 24 日開催の第 47 回施設研修等分科会で審議（再ヒアリング）を行った。概要は以下の通りである。

#### I 国立大学法人が行っている施設管理業務（文部科学省）

##### 1. ヒアリングの内容等

文部科学省から、前回ヒアリング時における委員からの主な意見に対する説明があり、委員から以下のような質問や意見があった。

##### 【委員からの主な意見】

- (1) 運営費交付金が削減される中で、一般管理経費の業務については、金額面を最優先に最低価格落札方式を基本的に採用しているとの説明があったが、事情は独立行政法人も同じであり、独立行政法人が所有する施設の管理業務においては広く民間競争入札が行われ、一定の成果が出ているという事実を踏まえて対応すべき。
- (2) 平成 22 年にも同様のヒアリングを行っているが、当時から今までの状況を見ると、入札改善の取組にばらつきがあり、スピード感が見られない。改善していくためのノウハウが各大学の契約担当に蓄積されることが前提となるが、スピード感を持って対応しないと毎年の運営費交付金の削減に対応できないのではないか。
- (3) 民間競争入札の実施は事務的負担を伴うとの大学からの意見があったが、これまでの実績上、一定の契約金額以上でないと事務的負担を勘案した場合のコスト削減効果が見られないのは事実。なお、民間競争入札を実施することで競争性が改善されたり、受託業者の創意工夫によって業務内容の改善提案がなされたりすることで、全体の経費を削減することが可能。また、良好な結果が得られれば、実施府省等の責任において入札・契約を行うこととする終了プロセスも整備されている。
- (4) 契約金額が 1 億円以上で 1 者応札のものが目立つが、包括化を進めてきたがためとの大学の見解については、真にそれだけが原因なのか疑問であり、改善の余地があるのではないか。一方、包括化がなされず随意契約が目立つ大学もある。
- (5) 今回提出された契約状況を見ると、民間競争入札の実施により競争性等の面で改善の余地があるものが見受けられる。文部科学省としては、引き続き情報提供等に努めていくとの意向だが、国立大学法人における個々の契約について、より詳細に確認していく必要があるのではないか。

## 2. ヒアリングを受けた結果及び今後の対応方針

平成 27 年度の事業選定方針の一つに掲げ、今回提出された契約状況の中から、競争性や包括化の面で改善の余地がある案件を抽出の上、過去の契約状況や当該国立大学法人の改善に向けた取組姿勢を踏まえ、改善要請やヒアリング対象事業を検討。

## II (独) 国立病院機構が行っている病院の施設管理業務 ((独) 国立病院機構)

### 1. ヒアリングの内容等

(独) 国立病院機構から、前回ヒアリング時における委員からの主な意見に対する説明があり、委員から以下のような質問や意見があった。

#### 【委員からの主な意見】

- (1) 施設管理業務について、機構本部で契約のあり方を一つ一つ全て把握しておくことが必要な分野ではないとの説明だが、施設管理業務がそれほど重要ではないかのような認識は改めるべき。停電や火災など、医療面に影響を与える事態につながるものもある。
- (2) 包括化や総合評価落札方式の導入について、地域の実情を熟知した病院が個々に判断すべきとの説明だが、各病院が同等の高いレベルで地域の実情を熟知しているのか疑問。
- (3) 内部監査は、契約手続についてルールが守られているかという点の確認はするが、競争性等の改善に向けた手続を提案するものではないため、よりよい入札方法の検討を病院任せにするのではなく、機構本部が主体的に取り組むべきではないか。
- (4) 東京医療センターの施設管理に係る直近の包括契約が1者応札であったが、そうなってしまった理由の分析を行っていないとのことであり、競争性の改善に向けた取組が必要ではないか。
- (5) 職員自らが行っている業務が多く、退職不補充の方針とのことだが、包括的な業務委託等により合理化を図る余地があるのではないか。
- (6) 143 病院全ての国立病院の契約状況を共有できた点は有意義であったが、同じ地域の病院であっても入札方法にバラつきがあるなど、改善の余地も見受けられることから、何をもって適切と判断するのか、病院毎に確認する必要があるのではないか。

## 2. ヒアリングを受けた結果及び今後の対応方針

委員からの指摘を踏まえ、(独) 国立病院機構が個々の病院と民間競争入札の実施について調整の上、8月上旬を目途にその結果を分科会へ報告する。なお、民間競争入札の実施に否定的な意向であれば、入札方法の妥当性や改善策について病院毎に確認するためのヒアリングを実施。